

行動規程(趣旨)

「遵守事項」

1. 人権を尊重し、差別・ハラスメントを行わない。
2. 環境に関する条約・法令等を遵守し、地球環境に配慮した活動を行う。
3. 取引遂行に当たっては、法令等を遵守し、公正を旨とする。
4. 貿易に関する国際的な取決めに遵守する。
5. 会社の情報を適切に管理することは勿論、社外から得た情報や第三者の知的財産権等の権利についても適切に取り扱う。
6. 株式等の不公正取引（インサイダー取引）は行わない。
7. 会社の利益に反する行為は行わない。また、公私を混同せず、節度をもって行動する。
8. 財務・会計に関する記録や報告は、適時・正確に行う。
9. 贈答・接待等は法令に違反することなく、かつ社会通念上妥当な範囲で行う。
10. 反社会的勢力には毅然として対応し、利益の供与及び收受は一切行わない。
11. この規程に反する、組織的又は個人による不正・違法・反倫理的行為（以下、違法行為等という）が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与の如何に関わらず、速やかにコンプライアンスオフィサー又は監査室に報告することにより、当該違法行為等の是正・防止に努める。

(補 足)

この規程は、三菱商事ユニメタルズ(株)の全役職員（顧問、嘱託、他社出向者、海外店現地社員を含む）に適用する。また、各現地法人との取決めにより、各現地法人の社員に準用する。